

井手町商工会だより

総会号

令和6年度第64回通常総会を開催しました。
会長に中谷英輔氏、副会長に市場和男氏及び山川数也氏が再任され、
新理事に杉山弘明氏・辻井茂弥氏が就任されました。



開会挨拶をする中谷英輔会長



祝辞を述べる西島井手町長



祝辞を述べる京都府山城広域振興局
浅山局長の代理、岸田農林商工部長



祝辞を述べる古林京都府府議会議員



祝辞を述べる井手町議会奥田議長



祝辞を述べる京都府商工会連合会
沖田会長の代理、池田専務理事

さる5月20日（月）令和6年度井手町商工会第64回通常総会が来賓に京都府山城広域振興局岸田農林商工部長、西島寛道町長、古林京都府議会議員、奥田井手町議会議長、池田京都府商工会連合会専務理事等を迎え盛大に開催されました。

議事では定款変更の一部改正、令和5年度事業報告・収支決算書、令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)等を可決・承認され、任期満了に伴う役員改選が行われました。

改選に伴う新役員さんは次のとおりです。(敬称略)

- 会 長 中谷 英輔
- 副会長 市場 和男、山川 数也
- 理 事 新 裕正、小川 督、田中 義孝、西島 誉晃 西島 誠
福田 善文、丸山 俊也
尾崎 友紀、杉山 弘明、中坊 隆一、脇田 英訓
岩城 義和、大西 知之、辻井 茂弥、横田 秀史
太田 裕也、小川 由美
- 幹 事 小川 幸一、森川 映二

【新規入会会員企業のご紹介】

令和6年4月1日以降、新たに井手町商工会にご加入頂いた企業様をご紹介します。

事業所名	住 所	事業内容
株式会社 センコー運輸 様	井手町井手川久保5-1	その他

今後ともよろしくお願いたします。

【中小企業持続経営支援補助金(ステップアップ枠)の受付が始まります】

本年度も京都府と井手町商工会では、厳しい経営環境にある中小企業の方々を支援する「中小企持続経営支援補助金(ステップアップ枠)」を実施することになりました。

申請を希望する事業所様は、申請受付期間〔令和6年6月3日(月)から令和6年6月28日(金)〕までに井手町商工会・山城地域ビジネスサポートセンターにご提出ください。

本制度や申請書については、井手町商工会 HP から閲覧できます。

【井手町労働保険事務組合よりお知らせです】

①令和6年度第1期労働保険料の徴収時期になりました。

事務委託をされている事業所様は、個別にお送りしている封書をご覧になって頂き、記載の保険料をお納めください。なお、納期限は6月28日(金)です。

②今年度に入ってから、新たに雇用をされるようになった事業所様はありませんか？

パートでもアルバイトでも、1人でも雇用をされている事業所様は労働保険の支払義務が発生します！(家族従業員を除く)

今一度、ご確認ください。

不明な点等は、商工会(担当:木村)

までお問合せください。

発行元	井手町商工会 京都府綴喜郡井手町井手橋ノ本14-3
TEL	(0774) 82-4073
FAX	(0774) 82-5410
URL	https://ide.kyoto-fsci.or.jp

【令和6年6月より「定額減税」が始まります】

令和6年6月1日以降に支給する給与及び賞与、同じく6月1日以降に支払期日の到来する所得税・法人税の中間納付において、定額減税が適応されます。

併せて、令和6年度の住民税についても、定額減税が適応されます。

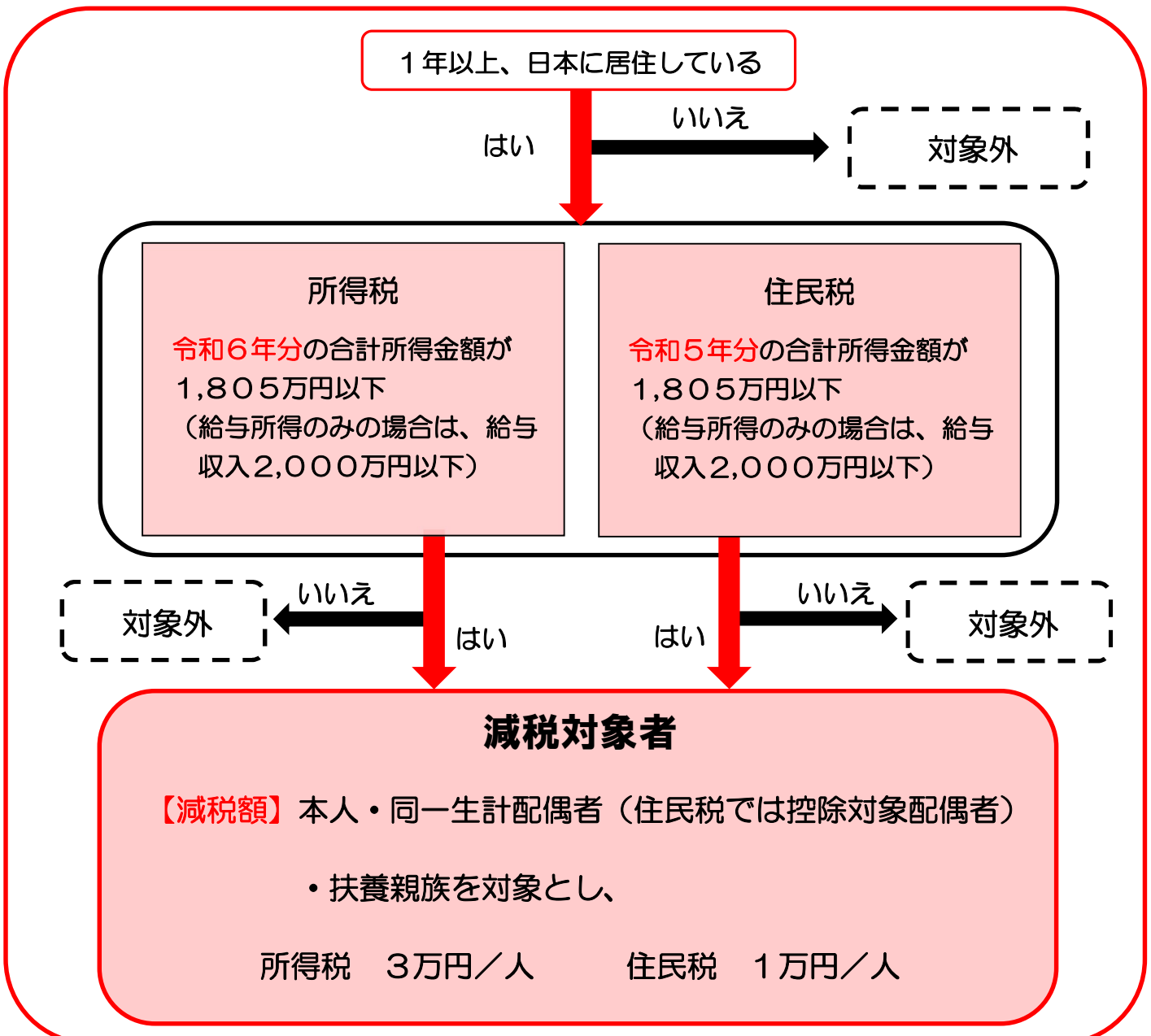
※住民税については、各市町村から発行される納付書で適応済みとなっている為、普通徴収・特別徴収を問わず納付書通りに支払いをすれば自動的に適応されたこととなります。

自社が対象になるかどうか、下記のフローチャートや概要を基に今一度ご確認いただき、必要な手続等をお願いします。

具体的な手続等について、ご相談のある方は至急商工会（担当：木村）までご連絡ください。

※税理士関与の事業所様については、ご担当の税理士へお問合せください。

《定額減税の対象者は？》



《定額減税の概要》

所得税		住民税
令和6年6月1日以後	いつ	令和6年6月1日以後
令和6年分所得税の納税者である居住者(※1)で、合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）の者(注)	対象者	令和6年分住民税の所得割の納税義務者(※2)で、合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）の者
<p style="text-align: center;">本人：3万円</p> <p style="text-align: center;">同一生計配偶者(※3)：3万円</p> <p style="text-align: center;">扶養親族(※3)：1人につき3万円</p> <p style="text-align: center;">例) 本人・配偶者・子2人の場合 12万円(3万円×4人)</p>	控除額	<p style="text-align: center;">本人：1万円</p> <p style="text-align: center;">同一生計配偶者(※4)：1万円</p> <p style="text-align: center;">扶養親族(※4)：1人につき1万円</p> <p style="text-align: center;">例) 本人・配偶者・子2人の場合 4万円(1万円×4人)</p>
<p>①給与所得者：令和6年6月1日以後、最初の給与等（賞与を含む）の源泉徴収税額から順次控除。</p> <p>②事業所得者：令和6年分の所得税の第1期分予定納税額から本人の減税額を控除。控除しきれない場合は第2期分から控除。同一生計配偶者等の分は確定申告または予定納税額の減額申請により控除。※予定納税（中間納付）の無い事業所は確定申告時に控除。</p>	控除方法	<p>①給与所得者（特別徴収）：令和6年6月分は特別徴収せず、令和6年度分の住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を11等分し、令和6年7月から令和7年5月までの11か月間で毎月特別徴収。</p> <p>②事業所得者等（普通徴収）：令和6年度分の住民税の第1期分納税額から控除。控除しきれない場合は、第2期分以降から順次控除。</p>

(注) 合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）を超える者は対象外ですが、給与所得者の場合、主たる給与の支払者のもとで①の方法で控除し、年末調整（もしくは確定申告）で精算することになります。

※1 居住者・・・国内に住所を有し、または、現在まで引き続き1年以上居住（実際に住んでいる場所）を有する人。

※2 納税義務者・・・その年の1月1日時点で日本に住所がある人。

※3 居住者に限る。（同居でない扶養家族は対象外）

なお、青色事業専従者及び白色事業専従者控除対象者は「給与所得者」となる為、同一生計配偶者や扶養親族には該当しない。（本人の給与所得から定額減税を受けることとなる為）

※4 国外居住者を除く。